

事 務 連 絡  
平成22年5月26日

東北地方社会保険医療協議会委員 各位

東北厚生局企画調整課

部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について（協力依頼）

平素から東北地方社会保険医療協議会の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、社会保険医療協議会令第1条第3項の規定により、「地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する」こととされております。しかし、部会委員に交代がある度に地方協議会を開催することは困難であるため、当面の間は、下記のとおり取扱うこととさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本取り扱いについてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 委員の交代があつてから初めて地方協議会を開催するまでの間は、新任者は前任者と同じ部会に属する。
- 2 委員の交代があつてから初めて開催する地方協議会にて、改めて部会に属すべき委員について地方協議会の了承を経て、会長が指名する。

以上

担当：東北厚生局 企画調整課 竹蓋智一  
TEL 022-726-9266 FAX 022-726-9267  
E-mail takefuta-tomokazu@mhlw.go.jp